工業標準等調査審議報告書（制定・改正）

制定・改正の別
制定

工業標準案(制定)・日本工業規格の改正案(改正)の番号及び名称
規格番号　　JIS K0809
規格名称　　水質監視用全りん自動計測器
改正の場合、現行規格名称
［団体規格を基礎とした場合は団体規格番号及び名称］
団体規格名称　日本電気計測器工業会（ＪＥＭＩＭＡ）

主務大臣
経済産業大臣専管

制定・改正の内容等に関する事項
・制定・改正の必要性及び期待効果
＜制定の必要性＞
水質汚濁防止法においては、特定の閉鎖性水域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）を指定水域、そこへ流入する河川流域を指定地域とし、その地域内に特定施設をもつ事業場は、水質総量規制を遵守することが定められている。
この制度では、当初、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）について計測が義務づけられていたが、その後、窒素やりんも導入されてきた。
しかし、ＣＯＤはJIS K0806 化学的酸素要求量（ＣＯＤ）自動計測器が制定されているにも関わらず、全りん自動計測器については多種多様であり、現在標準化されていないため、水質監視用全りん自動計測器の持つべき性能及びその試験方法を規格化する必要がある。
＜期待効果＞
本規格の制定により、水質総量規制に必要な全りん自動計測器として、測定結果の信頼性の向上及び計測器の普及が期待できる。

・規定項目又は改正点
１．適用範囲
２．引用規格
３．用語及び定義
４．計測範囲
５．性能
６．性能試験
７．試験結果の報告
８．表示
９．取扱説明書
附属書Ａ（規定）実試料を用いる性能試験
附属書Ｂ（参考）全りん自動計測器の計測原理及び構成

原案作成に関する事項
　原案作成機関名　　　　　社団法人　日本電気計測器工業会　特定標準化機関以外
　　　　　　　　　　　　　財団法人　日本規格協会　特定標準化機関以外

・原案作成区分
　法１２条による

・原案作成委員会の構成表及び開催状況
　別紙のとおり

日本工業標準調査会の審議に関する事項
・部会名：標準部会（部会長：二瓶　好正）

・専門委員会：計測計量技術（専門委員会長：田中　充）

・審議経過
　WG 議決年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日
　専門委員会議決年月日　　　　　　　年　　月　　日
　部会議決年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

・審議中問題となった点

国際流通への影響に関する事項
・対応する国際規格及びそれらの規格との整合性
　無

・既制定の類似・関連 JIS との関係
　環境省による「窒素・りん水質汚濁負荷量測定方法マニュアル」がある。このマニュアルでは計測器の計測原理（測定方法）及び構造に関する規定はなく，性能基準のみが規定されている。この性能基準はＪＩＳで規定した性能と一致している。

・関連する強制法規
　名称　　　　　水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）
　被引用の有無　無

・関連する公共調達基準
　無

・工業所有権等知的財産権
　無

別紙

１．工業標準原案名

・全りん自動計測器

２．原案作成委員会の委員構成表

No.	区分	氏名	勤務先及び役職名	種別
1	委員長	○並木　　博	横浜国立大学　名誉教授	中立者
2	委員	鈴木　俊郎	経済産業省　商務情報政策局　情報通信機器課	〃
3	〃	佐久間康洋	経済産業省　産業技術環境局　基盤認証ユニット	〃
4	〃	望月　達也	環境省　水・大気環境局	〃
5	〃	岡田　好雅	財団法人日本品質保証機構　計量計測センター	〃
6	〃	朝山　恒男	財団法人日本規格協会　規格開発部	〃
7	〃	竹内　浩士	産業技術総合研究所　環境管理技術研究部門	〃
8	〃	○木内　浩一	千葉県環境研究センター　水質地質部	使用者
9	〃	○山口　敬義	横浜市環境創造局　環境科学研究所	〃
10	〃	○安藤　晴夫	東京都環境科学研究所　調査研究部	〃
11	〃	○泉川　碩雄	中外テクノス株式会社　東京支社	〃
12	〃	○森　　正樹	森　技術士事務所	〃
13	幹事	○中橋　　薫	東亜ディーケーケー株式会社　開発部	生産者
14	委員	○山内　　進	株式会社堀場アドバンスドテクノ	〃
15	〃	○正木　千弘	紀本電子工業株式会社　営業部営業課	〃
16	〃	○大岸　史和	株式会社島津製作所　分析計測事業部	〃
17	〃	○大西　広次	株式会社アナテック・ヤナコ 技術開発本部 技術部	〃
18	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ	辻川　　毅	社団法人日本環境技術協会	
19	〃	柾谷　榮吾	社団法人日本分析機器工業会	
事務局		社団法人日本電気計測器工業会　技術部・標準部　高橋　義雄		

○印は小委員会構成メンバー

３．委員会開催状況

委員会名	開催日	出席者数（事務局他含む）
第１回本委員会	平成 18 年 10 月 24 日	20 名
第１回小委員会	平成 18 年 10 月 24 日	12 名
第２回小委員会	平成 18 年 12 月 12 日	13 名
第３回小委員会	平成 19 年 1 月 23 日	8 名
第２回本委員会	平成 19 年 2 月 27 日	17 名
第４回小委員会	平成 19 年 3 月 22 日	8 名
第５回小委員会	平成 19 年 5 月 15 日	11 名
第３回本委員会	平成 19 年 6 月 12 日	18 名
第６回小委員会	平成 19 年 6 月 12 日	12 名